



第3期 南丹市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

2018~2022年度

概要版

みんなで作る、誰もが安心して、
つながりながら住み続けられるまち

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画

地域福祉を推進するためのしくみをつくる、市が策定する計画

地域福祉活動計画

「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、社会福祉協議会が策定する活動計画

計画の位置付け

福祉分野には高齢者や障がいのある人、児童を対象とした個別計画がありますが、これらの個別計画は対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しています。これに対して、本計画は第2次南丹市総合振興計画を上位計画とし、個別計画の対象者の地域生活を支えるため、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援などの取り組み方向を示すものです。また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題への対応、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働のしくみづくりなどの取り組み方向を示しています。

森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市

第2次南丹市総合振興計画

人口ビジョン及び
地域創生戦略

(第3期計画)

地域福祉計画＋地域福祉活動計画

【関連諸計画・施策】

- 子ども・子育て支援事業計画
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 人権教育・啓発推進計画
- 地域防災計画
- 避難行動要支援者プラン（災害時要援護者避難支援プラン）
- 生活困窮者に関する施策 等

計画の基本理念と基本目標

基本理念

みんなでつくる、誰もが安心して、
つながりながら住み続けられるまち

基本理念実現に向けた目標



地域福祉の推進には、まちや地域のことを住民自らが知り、住民で決め、住民が活動していく「住民が主体的に取り組む地域づくり」が必要となります。

住民同士の日常的な付き合いなどの身近なところから、さらに助け合いや支え合う活動を行うことで、地域課題の発見から解決までできるしくみを重層的につくることを目指します。また、これらの住民活動を市・社協、その他関係機関で支えるしくみを整備し、地域の福祉力、解決力を高めていきます。

住民が主体的に取り組む地域づくりを支援し後押しするため、また、多様化し複合的で困難な課題を抱える方や制度の隙間で困難を抱える方たちを受け止めるため、制度・分野ごとの『縦割り』を超えた「総合的な相談・支援体制づくり」をすすめていきます。

総合的な相談体制を整備し単独の分野だけでは解決できない事案等の把握に努め、分野間のネットワークを強化・活用して支援する体制の整備充実を目指します。

また、現行の制度では解決できない事案についても対応できるよう、問題解決の制度化や事業化、現行制度の見直しをすすめられる体制を目指します。





基本目標 1

住民が主体的に取り組む地域づくり

基本方針(1) 地域での支え合い

現状・課題

- ひとり暮らし高齢者世帯の増加、地域から孤立している人がいる、地域のつながりの希薄化
 - ➔手助けや支援を必要としている人の「困っている状況」や「思い」を把握し、共に認識することが重要
 - ➔誰もが気軽に集える場づくりを充実させ、発展させていくことが必要
- 生活課題に対して、公的なサービスだけで対応することが困難
 - ➔多様な生活支援サービスの充実が必要
 - ➔いざという時の地域防災力の強化や地域の防犯体制の充実が必要



施策

■つながりの再構築 ～ニーズ・課題の把握～

- ①見守り活動の充実
- ②居場所・交流づくりの推進

■住民同士の支え合い活動

- ①支え合いサービスの推進
- ②地域における移動支援活動
- ③地域防災力の強化
- ④地域防犯体制の充実

主な取り組み

- 身近な地域における見守り訪問活動の充実
- 身近な地域における多様な居場所づくりの推進
- 住民参加型の支え合いサービスの開発
- 地域に必要な移動支援サービスの検討
- 福祉防災マップ、地区防災計画の策定
- 子どもの登下校時の声かけ・見守り

基本方針(2) 協働ですすめる地域福祉

現状・課題

- 安心して住み続けられる地域づくりのためには、住民同士の協力や、様々な団体・組織、行政・関係機関との協働が必要
- 一部の人だけに負担が偏らない体制づくり、活動の担い手づくり、資金づくりや活動拠点づくりなどが必要



施策

■協働をすすめる体制づくり

- ①地域福祉を推進する住民主体の組織づくり
- ②協働を推進する活動拠点づくり
- ③協働で推進する支え合いの体制づくり
- ④地域福祉活動の資金づくり

主な取り組み

- 地域福祉推進組織の立ち上げ
- 地域福祉・生活支援拠点の整備
- 各圏域における支え合いの体制づくりに向けた協議の場づくり
- 赤い羽根共同募金運動の活性化

基本方針(3) 住民参加の促進

現状・課題

- お互いの生活を協力して助け合える体制が弱体化
- アンケート調査では、支援を必要とする人は、「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」という考えの方が多い
 - ➔住民一人ひとりの福祉に対する関心をさらに高め、地域づくりを自らが担うという意識の醸成を図っていくことが重要



施策

■自らが担う意識の醸成

- ①生涯を通じた福祉への学び
- ②人権意識の醸成
- ③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

■地域福祉活動・ボランティア活動の推進

- ①地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進
- ②事業所等における地域貢献事業の推進

主な取り組み

- 市民を対象にした福祉教育の推進
- 認知症、障がいなどへの理解の促進を図るための学習、啓発活動の推進
- ユニバーサルデザインの理念の普及啓発
- 福祉・ボランティア活動の参加啓発
- 事業所の機能、設備を活かした地域貢献活動の推進





基本目標 2

総合的な相談・支援体制づくり

基本方針(4) 相談支援体制の推進

現状・課題

- 家族や地域の支え合いの力が衰退
- 問題を抱えた方や世帯が地域から孤立しやすい
 - ➔ 地域住民が抱える問題を早期発見し、深刻化する前に解決に導く体制や、複合的な課題を抱えている方や制度の狭間に陥っている方、地域から孤立している方などが相談につながる体制づくりが必要
 - ➔ 多様化・複雑化する相談を早期解決につなげるためには、総合相談窓口で受け付けた相談を多面的に分析し、適切な支援に結び付けることが重要。このため、各専門機関等との連携・協働による解決に向けた体制の構築が必要

施策

- **総合相談機能の充実**
 - ① 総合相談窓口の設置
 - ② 子ども・子育て、高齢者、障がい者分野の相談機能の強化
 - ③ 生活困窮者分野の相談機能の強化
 - ④ 権利擁護機能の強化
- **支援ネットワークの構築と連携の推進**
 - ① 支援ネットワークの構築
 - ② 支援のための調整会議の設置

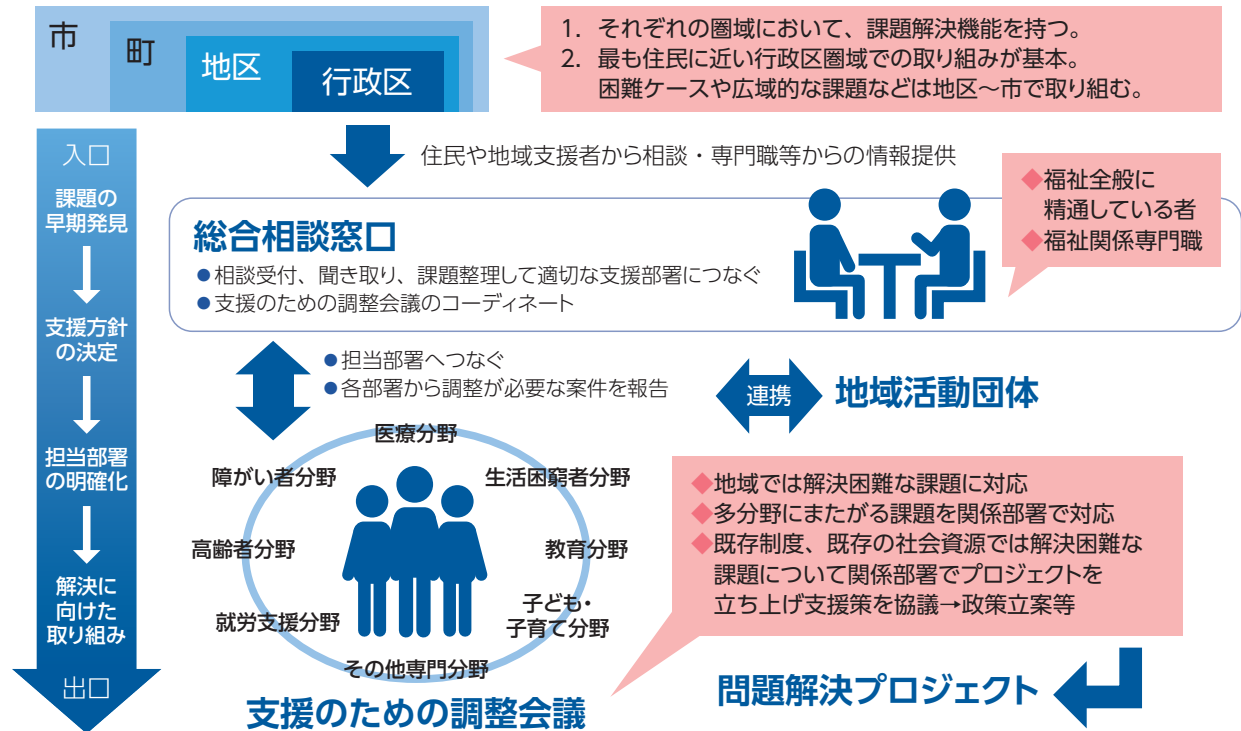
主な取り組み

- 総合相談窓口の設置
- 各個別計画に基づく相談機能の充実・強化
- 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施
- 高齢者、障がい者虐待防止に向けてのネットワークの構築
- 各関係機関による支援ネットワークの構築
- 支援のための調整会議の設置

「総合的な相談・支援体制づくり」に向けた連携・協働のイメージ

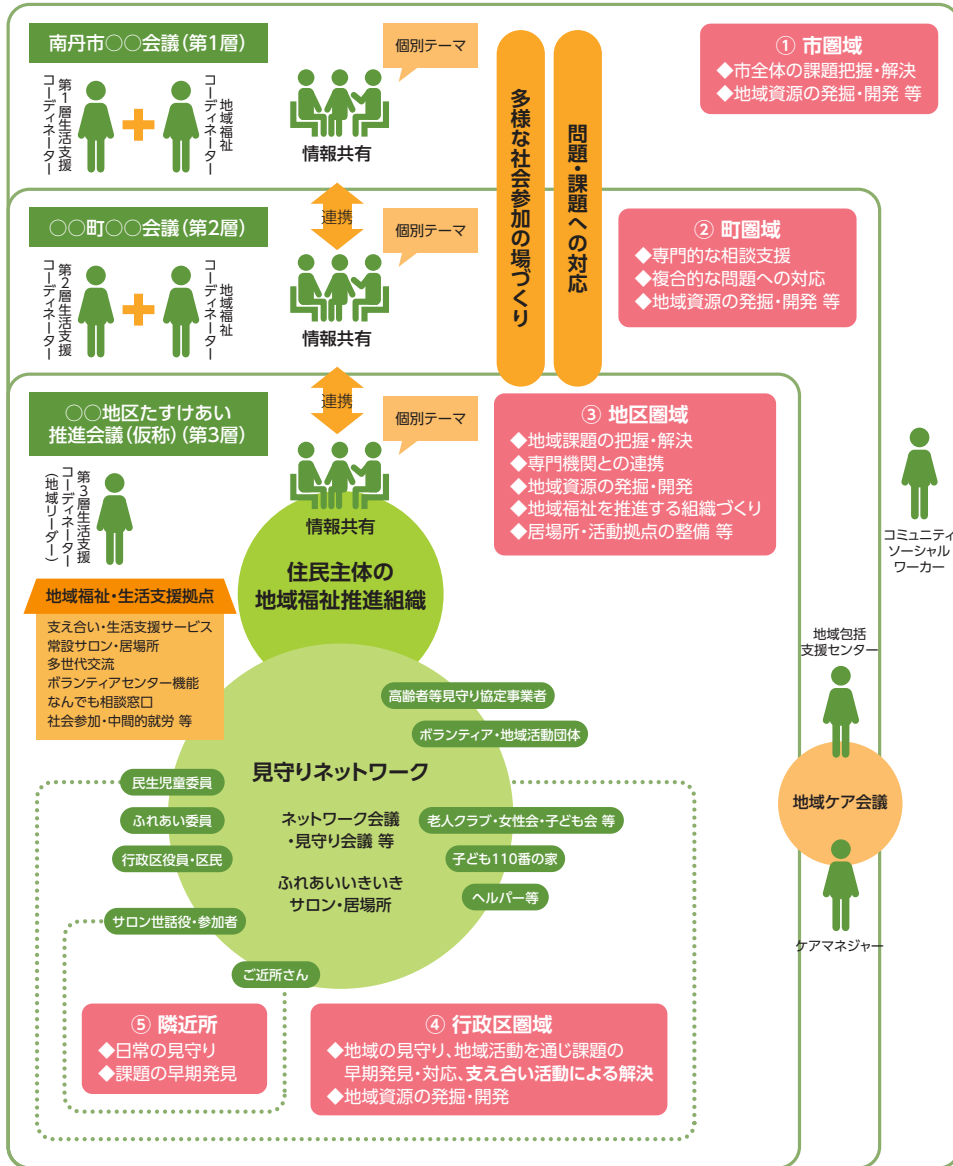
【必要となる取り組み】

- ① 行政区圏域での地域課題解決力の向上
- ② 地区圏域で地域福祉に取り組む団体の組織化
- ③ 総合相談窓口の設置
- ④ 支援のための調整会議の設置

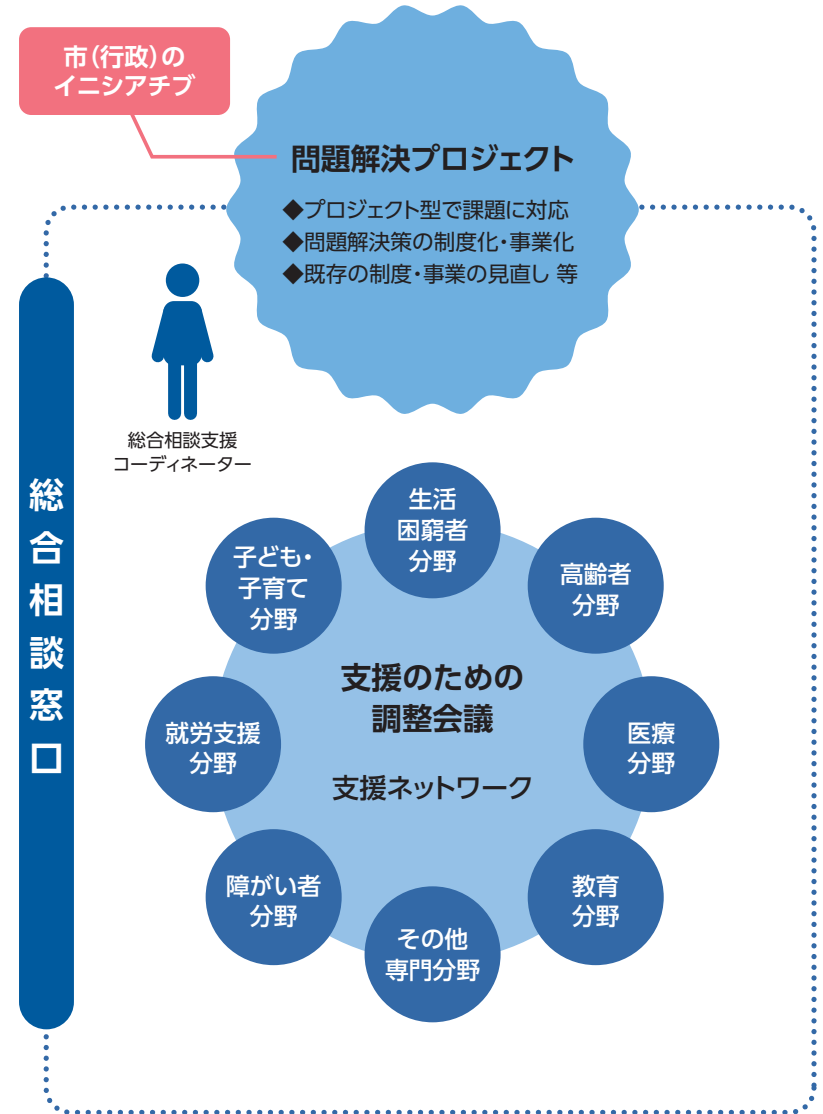


第3期計画で目指す地域福祉の姿

基本目標1 住民が主体的に取り組む地域づくり

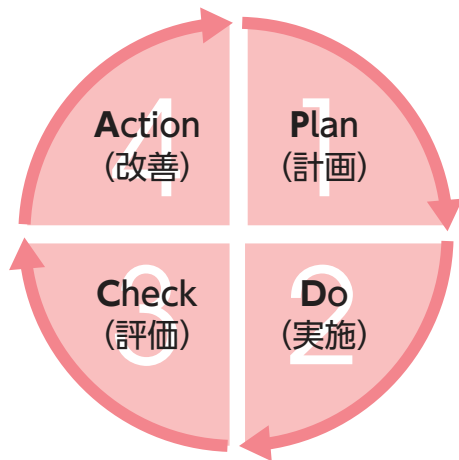


基本目標2 総合的な相談・支援体制づくり



計画の推進体制

本計画を推進するためのしくみとして「PDCA サイクル」を確立し、計画の策定から実施、評価、改善における一貫性を担保します。



【地域福祉計画・地域福祉活動計画 におけるPDCAサイクル】

- ①地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・改定
- ②施策・取り組みの着実な実施
- ③実施した施策・取り組みの評価
- ④地域福祉計画・地域福祉活動計画の継続的な改善

本計画の推進にあたっては、市及び社会福祉協議会の関係部署が主体的に取り組みます。

市及び社会福祉協議会内の関係部署で構成する「地域福祉計画推進作業部会（仮称）」を設置し、地域における地域福祉活動の取り組み状況の把握を含め、計画に基づく事業の進捗管理を行います。

市民や関係団体・組織、社会福祉事業者、社会福祉協議会などの地域福祉の推進に関わる活動主体の代表で構成する「南丹市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極めながら協議し、必要に応じて計画を見直していきます。

【評価指標】

各施策の取り組み内容を評価する他、以下の指標の達成状況を定期的に把握し、評価します。

評価指標	現状値	目標（5年後）
地域福祉推進組織数	6	14
（内、計画策定済）	（1）	（5）
（内、計画未策定）	（5）	（9）
地域福祉、生活支援拠点の整備数	0	4
総合相談窓口の設置	未設置	2020年度設置

第3期 南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画

【概要版】

平成30年（2018年）3月

編集・発行 南丹市 市民福祉部 社会福祉課

住所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL：0771-68-0007 FAX：0771-68-1166

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

住所：〒629-0301 京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地

TEL：0771-72-3220 FAX：0771-72-3222

